

抗血清及びその稀釈倍数

体 檢
対 照
部 分

抗 A 凝集素
1 2 4

抗 B 凝集素
1 2 4

抗 O 凝集素
1 2 4

++ + -
+ - -
+ + -
- - -

血

A型

B型

A B型

A型

B型

O型

抗 A 凝集素

抗 B 凝集素

抗 O 凝集素

-

+

-

-

-

+

-

-

-

-

+

+

血液

A型

B型

AB型

O型

抗 A 素

抗 B 素

抗 O 素

抗 AB 素

抗 O 凝集素

抗 B 凝集素

抗 A 凝集素

+

+

-

+

-

-

+

-

+

+

-

-

+

-

-

+

-

-

+

-

-

+

-

-

+

-

-

+

-

-

+

-

-

+

-

-

+

-

-

抗血清及びその稀釀倍数

抗 A 凝集素

抗 B・凝集素

抗 O 凝集素

検

血痕付着部

対照部

吸收前の凝集素価

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

++

抗血清及びその稀釀倍数

抗 A 凝集素

抗 B 凝集素

抗 O 凝集素

1
2
4

1
2
4

1
2
4

1
2
4

1
2
4

1
2
4

1
2
4

1
2
4

検

血

痕

部

対

照

部

+

+

-

+

+

-

+

+

-

+

+

-

(別紙)

即時抗告申立書記載の理由

原決定は

最高裁決定が再一、二審決定破棄の直接の理由として示す、請求人 [REDACTED] の自白の信用性には疑いを抱かざるを得ず、確定判決の挙示する証拠だけでは請求人を本件の犯人と断定することは早計に失する旨の事実判断は、再一、二審決定に対する消極的否定的判断であるから、差戻しを受けた当裁判所としても一応その限度でこれに拘束されるところであるが、最高裁決定が右判断の縁由的事由として指摘する各疑点（とりわけ、その

すべてが解明されない限り請求人の自白の信用性に疑いを抱かざるを得ないとする三疑点)について、当審で取調べた証拠を加えて検討してみても、遂にこれを解明することができないから、当裁判所としても、結局最高裁判決定の判断に従い、右の疑点を併せ考えれば、請求人の自白内容に数々の疑点があり、その信用性について疑いを抱かざるを得ず、確定判決の挙示する証拠だけでは、請求人を真犯人と断定することは早計に失るものといわざるを得ない上

一 新証拠として掲げた■血痕鑑定(■作成の昭和五二年一二月一〇日付鑑定書及び同人の昭和五三年二月一三日と同年三月一三日の証人尋問における証言)と■証言(証人■の証言)によつて、犯行時に請求人がはいていたという国防色ズボン(証二〇号)に血痕が付着し、かつ、その血液型が被害者の血液型と同じO型であるとする■第一鑑定(■作成の昭和二六年六月六日付鑑定書)及び■第二鑑定(同人ほか一名作成の昭和四六年五月一〇日付鑑定書)は、いずれもきわめて信用性に乏しくなつたこと

二 右■血痕鑑定によつて、請求人が犯行時に着用していた国防色上衣(証一八号)に被害者の血がべつとり付着していたので、犯行後間もなく■川で一回水洗いし、更に四時間位して石けんを使って洗濯した旨の請求人の自白は虚偽の疑いを生じ、ひいて右国防色ズボンを犯行時に着用していたとの自白に疑問を持たざるを得ないこと

三 新証拠として掲げた「(二)■村強盗殺人事件捜査書類捜査課」と題する書類綴中の昭和二五年三月一日午後九時三〇分国家地方警察本部受信■村捜査本部発信の電話通信用紙、同年三月一一日付香川県警察隊長作成名義国警本部捜査課長及び広管本部刑事部長に対する強盗殺人事件発生並に捜査状況報告控及び同年三月九

日提出の旨記載の強盗殺人事件発生並捜査状況報告案によれば、被害者の解剖直後から■村捜査本部で捜査会議が開かれ、その場で解剖結果も報告され、二度突きにより生じたとみられる創傷の状況は捜査官らに周知されていたものと認められ、最高裁決定が■警部補のみが二度突きの事実を知らなかつたというのは甚だ訝かしく、これを犯人しか知り得ない秘密性を持つ事実であつたことをたやすく肯定できない旨指摘する疑惑を、更に深めることとなつたこと

の諸点が認められるところ、前記■血痕鑑定、■証言及び前記三記載の捜査状況報告控等が確定判決をなした裁判所の審理中に提出され、これらと他の証拠を総合的に判断すれば、有罪の認定に合理的疑いを生じ、有罪判決に至ることはなかつたであろうことが明らかであるから、右各証拠は、刑事訴訟法四三五条六号所定の無罪を言渡すべき新規、かつ、明白な証拠に当たるというべきである。

旨判示した上、再審開始の決定をした。

しかしながら、原決定は、最高裁決定の指摘する各疑点について、証拠の判断を誤った結果、これらの疑点は解明することができず、請求人の自白の信用性に疑いを抱かざるを得ないとし、更に新証拠として掲げる前記各証拠の評価を誤つたため、刑事訴訟法四三五条六号にいう明白性の到底認められないこれら証拠について、その明白性を是認し、同号による再審開始を決定したものであり、右の誤りは、原決定に影響を及ぼすことが明らかであり、到底破棄を免がれないと思料する。

以下、その理由を述べる。

一 最高裁決定の指摘する各疑点（とりわけ、そのすべてが解明されない限り、請求人の自白の信用性に疑い

を抱かざるを得ないとする三疑点)について、原決定は、「今となつては更に取調べる証拠とてなく、当裁判所としてもこれららの疑問を遂に解明することができず」(決定書一八丁表)とした上、「検察官のいうところは、単に最高裁決定が証拠判断を誤つたとして、これを非難するにとどまるものである。」(決定書一八丁表)として一蹴したが、これらの疑点は、検察官提出の証拠により既に、そのすべてが十分に解明されているのであつて、原決定の判断は不当である。

これに加え、原決定は、右解明のために検察官の提出した証拠をもつて、「新たな立証を現段階において検察側から自由に提出し得るものであるか、きわめて疑問である。」(決定書一九丁表)としているが、このような見解は、検察官提出の証拠を不适当に軽視し、その結果、刑事訴訟法四三五条六号の要件の判断の誤りを招來したものであつて、きわめて不当である。

しかして、原決定が、自白の任意性、信用性を担保することとなる手記五通の筆跡について、事実の取調をしながら、この点につき、全く言及していないのは、不可解といわざるを得ない。検察官としては、右手記五通が請求人の自筆であることを証明し得、請求人の自白の任意性、信用性を十分担保し得たものと考える。

第二次に、原決定の指摘する新証拠について、検討するに

1 国防色ズボン(証二〇号)に付着する血痕の血液型の判定に関する■第一鑑定について、その鑑定の方針に関し種々問題点があるとして、その鑑定結果の当否が争われているが、同鑑定の方法及び結果が適正であることは、■血痕鑑定(■作成の昭和五三年八月四日付鑑定書及び同人の同年一〇月一六日の証人尋問における証言)、■証言等によつてきわめて明らかであり、■第一鑑定の結果、右ズボンに付着していた

血痕の血液型と被害者の血液型とが一致することは、明白である。

これに対し、■第一鑑定を攻撃する■血痕鑑定は、それ自体信用性がなく、また、■証言も、その全趣旨に徴し、原決定がいうように■第一鑑定の信用性を損うものではないのであつて、右■血痕鑑定を他の証拠と総合判断するとき、到底確定判決を動搖させるに足りる明白性があるとはいえない。

また、■第一鑑定の結果の正当性を裏付けるに足る■第二鑑定の際、右国防色ズボンに付着していた血痕が同第一鑑定以後に付着したものでないことは、■証言、■血痕鑑定等によつて明らかであり、疑う余地がない。

更に、請求人が国防色上衣（証一八号）及び国防色ズボン（証二〇号）を犯行時に着用し、かつ、右各着衣を洗濯したとの自白の真実性は、■血痕鑑定の結果によつて害されるものではない。

2 犯人しか知り得ない秘密性をもつた自白と認められる二度突きの自白の反証として、原決定が掲げる前記三記載の検査状況報告控等は、単に当時の検査会議の状況を知り得るにすぎないものであつて、■警部補が二度突きのことを知らなかつたとする事実を、いささかも動搖させるものではない。

以上のとおり、原決定は、最高裁決定の指摘する疑点について、十分な検討をしないで解明不能とし、確定判決の挙示する証拠だけでは、請求人を本件の犯人と断定することは早計に失すると判断したのは、いわば理由不備ないし審理不尽であるという他なく、かつ、前記新証拠についての明白性の判断を誤り、無罪を言渡すべき明らかな証拠があるとしたことは失当であるから、原決定を取消し、請求人の再審請求を棄却する裁判を求めるため、本件即時抗告に及んだ次第である。

後田補充書を提出する。
いわば、
手筋に及んで、
理由の説明を即時抗告せん。

本件は、
おほむに、